

(表面)

様式第1号(第2条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

大分市長 殿

申出者 住 所
(ふりがな)
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

生年月日 年 月 日

電 話

下記の事項に誓約・承諾の上、次のとおり寄附いたします。

(一般寄附)

記

私は、このたびの申出を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき行政事務全般から暴力団を排除するため、寄附者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

※後に寄附者が暴力団等であることが判明した場合その他寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項各号又は第4項各号に該当する寄附であると認められた場合は、お受けした寄附を返還することがあります。その場合、返還により生じた損害については、本市は一切責任を負いません。

(参考) 寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項、第4項

第3項 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (2) 行政の中立性及び公平性が確保できないもの
- (3) 宣伝又は売名を目的とするもの
- (4) 法令の規定に違反するもの
- (5) 係争の原因となるおそれがあるもの
- (6) 本市の事業として活用することが困難と思われるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の行政運営上、寄附を受けることが適当と認められないもの

第4項 前項に定めるもののほか、市長は、寄附が遺贈寄附である場合において、当該寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 現金以外であるもの
- (2) 包括遺贈その他債務の存するおそれがあるもの
- (3) 相続人の遺留分が含まれるもの

(表面)

様式第1号(第2条関係)

記入例(個人 現金の場合)

寄 附 申 出 書

令和〇年〇月〇日

大分市長 殿

申出者 住 所 大分市荷揚町2番31号
(ふりがな) おおいた たろう
氏 名 大分 太郎

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

生年月日 昭和〇年〇月〇日

電 話 097-534-6111

下記の事項に誓約・承諾の上、次のとおり寄附いたします。

金〇〇円

(一般寄附)

記

私は、このたびの申出を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき行政事務全般から暴力団を排除するため、寄附者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

※後に寄附者が暴力団等であることが判明した場合その他寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項各号又は第4項各号に該当する寄附であると認められた場合は、お受けした寄附を返還することがあります。その場合、返還により生じた損害については、本市は一切責任を負いません。

(参考) 寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項、第4項

第3項 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (2) 行政の中立性及び公平性が確保できないもの
- (3) 宣伝又は売名を目的とするもの
- (4) 法令の規定に違反するもの
- (5) 係争の原因となるおそれがあるもの
- (6) 本市の事業として活用することが困難と思われるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の行政運営上、寄附を受けることが適当と認められないもの

第4項 前項に定めるもののほか、市長は、寄附が遺贈寄附である場合において、当該寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 現金以外であるもの
- (2) 包括遺贈その他債務の存するおそれがあるもの
- (3) 相続人の遺留分が含まれるもの

様式第1号(第2条関係)

記入例(法人 物品の場合)

寄 附 申 出 書

令和〇年〇月〇日

大分市長 殿

申出者	住 所	大分市荷揚町2番31号
	(ふりがな)	かぶしきかいしゃさんかくしょうてん
		とりしまりやく にあげ はなこ
	氏 名	株式会社さんかく商店 取締役 荷揚 花子
〔 法人その他の団体にあつては、その主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕		
	生年月日	昭和〇年〇月〇日
	電 話	097-534-6111

下記の事項に誓約・承諾の上、次のとおり寄附いたします。

書籍「〇〇」100冊(〇〇円相当)

(一般寄附)

記

私は、このたびの申出を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき行政事務全般から暴力団を排除するため、寄附者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

※後に寄附者が暴力団等であることが判明した場合その他寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項各号又は第4項各号に該当する寄附であると認められた場合は、お受けした寄附を返還することがあります。その場合、返還により生じた損害については、本市は一切責任を負いません。

(参考) 寄附受理に関する事務取扱要綱第2条第3項、第4項

第3項 市長は、寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの
- (2) 行政の中立性及び公平性が確保できないもの
- (3) 宣伝又は売名を目的とするもの
- (4) 法令の規定に違反するもの
- (5) 係争の原因となるおそれがあるもの
- (6) 本市の事業として活用することが困難と思われるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市の行政運営上、寄附を受けることが適当と認められないもの

第4項 前項に定めるもののほか、市長は、寄附が遺贈寄附である場合において、当該寄附が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の申出を拒否することができる。

- (1) 現金以外であるもの
- (2) 包括遺贈その他債務の存するおそれがあるもの
- (3) 相続人の遺留分が含まれるもの